平成２６年（フ）第３４号
福岡県飯塚市伊岐須224番地１　市営蟹ヶ浦住宅１棟11号
債務者　山田　禮子（通称石川）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２６年（フ）第２６号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2384番地５　西階ハイツ303、前住所宮崎県延岡市北浦町古江2308番地市営住宅２―206
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２６年（フ）第２４号
福島県須賀川市芦田塚198番地　県営05―013号
債務者　福島　寿子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２６年（フ）第１６号
福井市板垣５丁目1307番地　野尻貸家Ｃ棟
債務者　齋藤　栄二
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第６５号
福井市江端町第37号18番地２　江端団地２号館118号室
債務者　川上　里美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第７４号
福井県丹生郡越前町厨17号25番地、旧住所滋賀県野洲市小篠原979番地１　アスシャルマン野洲105号
債務者　上田亜久里
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第７８号
福井市文京４丁目20番７号　サンハイツ文京102
債務者　塚本　喜美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１５号
山梨県上野原市西原259番地
債務者　中山　直博
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２６年（フ）第１７号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺211番地
債務者　和田　幸恵
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２６年（フ）第１５号
山口県岩国市車町３丁目22番20―101号
債務者　中川　達弘
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２６年（フ）第８０号
沖縄県豊見城市字根差部399番地２　丸幸アパート101号
債務者　末吉　　祐
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第８６号
沖縄県浦添市当山２丁目33番11―203号　武ハイツ
債務者　平山　　淳
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第９１号
沖縄県那覇市前島１丁目１番15号　みつば荘301
債務者　今野　久美（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第４６５号
名古屋市昭和区滝子通２丁目２番地　高辻公団住宅230号
債務者　冨山　二郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第２８７号
神戸市中央区割塚通４丁目２番10号　メゾン王子804号
債務者　日高順子こと　朴　　天順
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第３１５号
神戸市灘区一王山町８番11号　アセンダ六甲・山ノ手Ｂ21号、従前の住所兵庫県西宮市産所町８番12号
債務者　石原　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２７号
熊本県玉名市滑石793番地
債務者　前田準之介
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
熊本地方裁判所玉名支部